

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少するなど、介護保険料の納付が困難な状況となった第一号被保険者（65歳以上）の方に対して、次のいずれかの要件にあてはまる場合、申請によって介護保険料を免除または減額する制度があります。

- ① 同一世帯で、主たる生計維持者の方が、死亡または重篤な疾病を負った場合
- ② 同一世帯で、主たる生計維持者の方の令和4年中の事業収入等が、前年より3割以上減少が見込まれる場合

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007



重度障がい者(児)医療費助成制度のお知らせ

町では、次の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。

助成制度	対象となる方
重度障がい者(児)医療費助成 ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none">▪ 身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方▪ 療育手帳の交付を受け、A1・A2・B1・B2の一部の判定を受けた方▪ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方

〈医療費受給者証の更新〉

- 重度障がい者(児)医療費受給者証の更新は**手続き不要**です。
 - 所得、手帳等級などを審査した後、対象者には新しい受給者証を7月下旬に送付いたします。
- なお、現在お持ちの重度障がい者(児)医療費受給者証の有効期限は7月31日です。8月になりましたら破棄してください。

※所得が未申告の方や施設入所者の一部の方には、更新の手続きをお願いする場合がございます。

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

ご利用ください

自筆証書遺言書保管制度

法務局で自筆証書遺言書をお預かりします。

- 法務局で長期間、確実に保管・管理します。
- 遺言者の希望により、相続人等に遺言書が保管されている旨を通知します。
- 家庭裁判所の検認手続きは不要です。



※遺言者本人が来庁して申請する必要があります。(予約制)

※詳しい手続きは、法務省ホームページを御覧いただくか、法務局へお問合せください。

【法務省ホームページ】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



■問合せ 福井地方法務局武生支局 ☎0778-22-0194 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)